

平成30年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項

平成30年度千葉県公立高等学校第1学年（単位制による課程にあっては第1年次）入学者の選抜は、この実施要項によって行う（この実施要項は、県立高等学校にあっては「平成30年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項」に基づき、また、市立高等学校にあっては市立高等学校を設置する市（以下「当該市」という。）教育委員会が定める選抜の要項に基づき作成した。）。

なお、各高等学校の学科ごとの募集定員は、別に定めて告示する。

I 前期選抜

第1 募 集

1 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6，83ページ参照）

2 期待する生徒像

各高等学校が別に定める。

注 各高等学校・学科の一覧を付表1（119ページ以降参照）に示し、各高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表2（128ページ以降参照）のとおりとする。

3 前期選抜を実施する課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

(1) 実施する課程及び学科

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科

(2) 入学許可候補者の予定人員

入学許可候補者の予定人員は、別に定めて告示する学科の募集定員の一部又は全部とし、その範囲は前期選抜枠のとおりとする。

なお、併設型高等学校（千葉県立千葉高等学校）の入学許可候補者の予定人員は、募集定員から併設型中学校の第3学年の生徒定員を減じた人数の一部とし、その範囲は前期選抜枠のとおりとする。

また、三部制（午前部、午後部、夜間部）の定時制の課程の入学許可候補者の予定人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて、別に定めて告示する各部の募集定員から転入学等の予定人員及び「X 秋季入学者選抜」の募集人員を減じた人数の一部とし、その範囲は前期選抜枠のとおりとする。

前期選抜枠は、各高等学校の特色及び地域の実態に応じて、次の範囲から学校・学科ごとに定めるものとする。ただし、連携型高等学校の前期選抜枠は募集定員の20%程度とする。

学科別の各高等学校の前期選抜枠の範囲

実施する学科			高等学校の前期選抜枠の範囲
普通科及び普通科を改編した総合学科			30%以上60%以内
専門 学 科	農業に関する学科	工業に関する学科	50%以上100%以内
	水産に関する学科	家庭に関する学科	
	情報に関する学科	福祉に関する学科	
	外国語に関する学科	芸術に関する学科	
	国際関係に関する学科	体育に関する学科	
総合学科（普通科を改編した総合学科を除く。）			

注 各高等学校の前期選抜枠は、付表2（128ページ以降参照）のとおりとする。

第2 出 願

1 総 則

- (1) 県立高等学校への出願に当たっては、「県立高等学校通学区域に関する規則」（昭和49年8月23日教育委員会規則第9号、以下「規則」という。）（別記2，74ページ参照）に基づいて、志願する高等学校を選ばなければならない。

また、市立高等学校への出願に当たっては、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等（別記4，77～82ページ参照）に基づいて、志願する高等学校を選ばなければならない。

- (2) 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。
 なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。
- (3) 同一高等学校の同一課程における異なる学科について、相互に前期選抜枠が100%である場合に限り、第2希望を申し出ることができる。
 また、三部制の定時制の課程における異なる部（午前部、午後部、夜間部）について、第2希望を申し出ることにはできない。
- (4) 埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内に居住する者の志願については、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による。
- (5) 上記(4)に定める者のほか、規則第3条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と志願者の在籍（出身）中学校の所在する市町村とが同一学区内にない者、他の都道府県及び海外から志願する者は、規則第5条及び「千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程」（昭和49年10月18日教育委員会教育長告示第2号、最終改正平成16年5月28日、教育委員会教育長告示第5号以下「規程」という。）第2条（別記3、76ページ参照）の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。
 また、市立高等学校を志願する者のうち、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等により、特に承認を必要とする者は、所定の手続により承認を受けなければならない。
- (6) 上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(6)、(7)及び(8)の書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。ただし、市立高等学校を志願する者のうち、上記(5)に該当する者は、当該市教育委員会が定めるところによるものとする。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙1）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、3ページの入学検査料一覧表のとおり収入証紙を貼付すること。 写真貼付欄に、写真2枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、平成29年12月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。 なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(3) 選抜結果通知用封筒	82円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	志願する高等学校が、学科ごとに、提出を求める場合は、所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成すること。また、原則として志願者本人が記入し、封をすること。 なお、「欠席が多い」とは、年間の欠席日数が30日以上の場合とする。
(6) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式15）を提出すること。
(7) 誓約書	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式16）を提出すること。
(8) 必要に応じて提出する書類	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(9) 学習成績分布表及び個人成績一覧表	在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)及び(2)）で作成した学習成績分布表及び個人成績一覧表を志願する高等学校の校長に提出又は送付すること。 なお、千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に現に在籍する者のみ提出を必要とする。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、83ページ参照）が出願する場合は、別記7（84～85ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては(6)、(7)及び(8)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

入学検査料一覧表

志願する高等学校及び課程		入学検査料	
県立高等学校	全日制の課程	県収入証紙により	2,200円
	定時制の課程	県収入証紙により	950円
	通信制の課程	県収入証紙により	950円
千葉県立千葉高等学校 千葉県立稲毛高等学校	全日制の課程	千葉市の納付書により	2,200円
習志野市立習志野高等学校	全日制の課程	現金により	2,200円
船橋市立船橋高等学校	全日制の課程	現金により	2,200円
松戸市立松戸高等学校	全日制の課程	松戸市の納付書により	2,200円
柏市立柏高等学校	全日制の課程	現金により	2,200円
銚子市立銚子高等学校	全日制の課程	現金により	2,200円

3 出願手続

- (1) 志願者は、出願書類等を在籍（出身）中学校の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

- (2) 出願書類等の提出期間及び受付時間

平成30年2月2日（金）及び2月5日（月）

受付時間は、2月2日（金）は、午前9時から午後4時30分まで

2月5日（月）は、午前9時から午後4時までとする。

なお、送付の場合も、2月5日（月）午後4時までに必着とする。

第3 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等

1 調査書（様式1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記1（71～73ページ参照）に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

2 学習成績分布表（様式2の(1)）及び個人成績一覧表（様式2の(2)）

志願者の在籍する中学校の校長は、別記1（71～73ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表及び個人成績一覧表を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出先

志願する高等学校の校長及び県教育長

- (2) 提出期限等

ア 志願する高等学校の校長への提出は、平成30年2月5日（月）午後4時までとする。送付による提出を認めるものとし、その場合も平成30年2月5日（月）午後4時までに必着とする。

なお、送付の場合には82円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った返信用封筒（受理証送付用）を同封すること。

イ 県教育長への提出は、送付によるものとし、平成30年2月5日（月）午後4時までに必着とする。その際、返信用封筒（受理証送付用）は必要としない。

送付先 〒261-0014 千葉県美浜区若葉2-13

千葉県総合教育センター学力調査部

- (3) 提出上の留意点

ア 千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に現に在籍する者については、学習成績分布表（様式2の(1)）及び個人成績一覧表（様式2の(2)）を課程別に各1通提出する。

イ 上記ア以外の中学校等に現に在籍する者については、学習成績分布表及び個人成績一覧表の提出を必要としない。

ウ 過年度卒業生については、学習成績分布表及び個人成績一覧表の提出を必要としない。

3 自己申告書（様式4）

志願者は、自己申告書を提出する場合には、封をした上で、在籍（出身）中学校の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出する。

第4 受検票等の交付

高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類（学習成績分布表及び個人成績一覧表等）についても、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

第5 検 査

「I 前期選抜」を志願する者は、選抜のための学力検査等を受検しなければならない。

第1日の学力検査は、次に示す事項により、県下一斉に同一条件で行う。

第2日の検査は、各高等学校が別に定めて実施する。

1 検査期日

平成30年2月13日（火）及び2月14日（水）

2 検査場所

志願した高等学校

3 学力検査等の内容

(1) 第1日の内容

期日	区分	教 科	時 間	配 点
第1日（2月13日（火））		国語・数学・英語・理科・社会	各教科50分	各教科100点

注 国語の問題は、放送による聞き取り検査を含む。また、英語の問題は、放送によるリスニングテストを含む。

(2) 第2日の検査の内容

各高等学校において、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちからいずれか一つ以上の検査を実施する。

各高等学校において実施する検査の内容は、別に定める（付表2、128ページ以降参照）。

また、学校教育法施行規則第95条第3号、第4号又は第5号に該当する者（別記6、83ページ参照）については、必要に応じて面接又は口頭による学習内容の検査を加えることができる。

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、出願時に志願者に文書で伝えるものとする。

4 検査時間割

第1日（2月13日（火））		第2日（2月14日（水））	
時 間	検 査 等	時 間	検 査 等
8:45	集 合	8:45	集 合
8:45～8:55	受付・点呼	8:45～8:55	受付・点呼
8:55～9:10	注意事項伝達	8:55～9:10	注意事項伝達
9:20	検査室着席完了	9:25～	検 査
9:25～10:15	国 語	※ 第2日の検査の時間等については、各高等学校が別に定める。	
10:30	検査室着席完了		
10:35～11:25	数 学		
11:40	検査室着席完了		
11:45～12:35	英 語		
12:35～13:20	昼食・休憩		
13:25	検査室着席完了		
13:30～14:20	理 科		
14:35	検査室着席完了		
14:40～15:30	社 会		

5 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、午前8時45分までに志願した高等学校に集合すること。
- (3) 筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）・三角定規一組（角度の目盛りのないもの）・コンパス・消しゴム）、弁当（第2日の弁当については各高等学校が定める。）及び上履きを持参すること。ただし、下敷きは、持参しないこと。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- (6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。
- (7) 携帯品、その他留意事項については、各高等学校において実施する検査の内容により、別に定めた指示に従うこと。

第6 選 抜 方 法

- 1 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び各高等学校において実施した検査の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内に居住する者が隣接県から入学できる生徒数は、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく細部協定書によるものとする。

- 2 調査書の評定については、次の算式1で算出した数値を選抜の資料とする。また、算式1により難い者については、総合的に判定する。

$$\text{算式1 } X + \alpha - m$$

算式1の符号

X…当該志願者の調査書中の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。その他の選択教科については除く。）の評定の全学年の合計値

α …県が定める評定合計の標準値（95とする。）

m…当該志願者の在籍する中学校の第3学年（義務教育学校にあっては、後期課程の第3学年）に在籍する生徒の調査書中の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。その他の選択教科については除く。）の評定の全学年の合計値の平均値
ただし、県内公立中学校に在籍していない者（埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍している者を除く。）及び過年度卒業者のmの値は95とする。

- 3 高等学校が、学科ごとに、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜のための資料に加えるものとする。
- 4 「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 5 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 6 各高等学校の前期選抜の選抜・評価方法は、平成29年10月20日（金）より1年間、各高等学校のWebページにおいて公表する。詳細は、別に定める。

第7 選抜結果の発表、通知及び入学の確約

- 1 選抜結果については、高等学校の校長が、平成30年2月20日（火）午前9時に各高等学校において掲示により入学許可候補者に内定した者の受検番号を発表する。また、志願者本人あて通知する。

なお、午前11時に入学許可候補者に内定した者の受検番号を千葉県教育委員会の特設ウェブサイトに掲載する。詳細は、別に定める。

- 2 入学許可候補者に内定した者は、入学確約書（様式5）及び入学許可候補者決定通知用封筒を、平成30年2月22日（木）正午までに、志願した高等学校の校長に提出する。その際、高等学校の校長は、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

なお、封筒は定形（長形3号）とし、入学許可候補者に内定した者の住所、氏名及び郵便番号を表記して、82円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼ること。

- 3 指定された日時までに入学確約書（様式5）の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

- 4 入学確約書（様式5）を提出した者は、県の内外を問わず他の公立高等学校に出願してはならない。また、出願した場合は、入学を取り消すものとする。
- 5 入学許可候補者に内定した者のうち、入学確約書（様式5）を提出しない者についても、県の内外を問わず他の公立高等学校に出願してはならない。ただし、「Ⅷ 第2次募集」、「Ⅸ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第3 第2次募集」、「Ⅹ 秋季入学者選抜」並びに「Ⅺ 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」、「第4 四期入学者選抜」及び「第5 五期（秋季入学）入学者選抜」には出願できる。

第8 入学許可候補者の発表

平成30年2月22日（木）正午までに入学確約書（様式5）の提出のあった者については、平成30年3月7日（水）午前9時に志願した高等学校で入学許可候補者として発表する。

また、午前11時に入学許可候補者の受検番号を千葉県教育委員会の特設ウェブサイトに掲載する。詳細は、別に定める。

第9 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い

入学許可候補者に内定しなかった者が、千葉県公立高等学校第1学年に入学を志願する場合には、「Ⅶ 後期選抜」の「第2 出願」、「Ⅸ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」の「第2 出願」又は「Ⅺ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」の「2 出願」によって、新たに入学願書を作成し、出願に必要な書類を添え、在籍（出身）中学校の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

第10 その他

- 1 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、中学校の校長等は、速やかに文書（様式6の(1)又は(2)）により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。
なお、志願を取り消そうとする者が、平成30年2月19日（月）正午までに志願取消の手续をせず、入学許可候補者に内定した者として発表された場合は、「Ⅶ 後期選抜」、「Ⅸ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」及び「Ⅺ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」を志願できない。
- 2 難聴のため、国語の聞き取り検査及び英語のリスニングテストの受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記9（87ページ参照）によることとする。
また、各高等学校で実施する検査において、障害があるため通常の検査の方法では受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記10（87ページ参照）によることとする。
なお、障害のある生徒の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 3 前期選抜枠を100%と定めた学科においては、入学許可候補者の内定に当たっては、募集定員の遵守に努める。
後期選抜を実施する学科の入学者選抜の内定に当たっては、予定人員を超えてはならないものとする。
また、予定人員を満たすことが困難な場合においては、各高等学校が定めた選抜枠に基づいて可能な限り入学許可候補者内定者とする。
なお、受検者の数が前期選抜の予定人員に満たない学校においても、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者内定者とする。
- 4 この要項に定めるもののほか、「Ⅰ 前期選抜」に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。